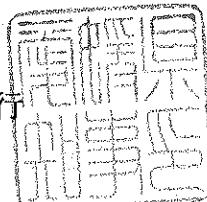


21公県第582号
平成22年2月15日

県立三島病院を守る会
会長 小原朝彦 様

愛媛県知事 加戸守行



公開質問状に対する回答について

平成21年11月27日に提出のあった「県立三島病院での24時間救急医療の確保と県立三島病院の廃止撤回を求める公開質問状」に対し、別紙のとおり回答します。

「三島病院を守る会」の公開質問状に対する回答

(質問 1)

「地域医療再生計画」の中核病院の形成時期を抽象的な「将来」ではなく、事業計画年度を明示いただきたいこと。実施時期の示されない事業計画は、事実上実施責任を負っていないものと考えられますが、知事としての判断をお伺いします。

(回答 1)

公立学校共済組合は、「将来三島地区に中核病院の再建築を目指す」として公募に応募されており、当県としてもこれを受けて「四国中央病院は将来的には、名実ともに350床規模の中核病院の形成を目指す」としたところであります。

さらに、本日締結する県と公立学校共済組合との「基本協定」においても、同様に「将来、三島地区に中核病院の再建築を目指すものとする」との条項も加えられております。

中核病院の形成時期については、公立学校共済組合が今後の医療環境の動向、医師等医療スタッフの確保状況等を見極めたうえで、主体的に決定されるものであり、それを信頼したいと考えております。

(質問 2)

県が譲り渡す「絶対条件」として公募した三島病院での二次救急機能（24時間救急医療）の確保が絶望的にならざるとすれば、すでに四国中央病院は、優先交渉権者としての資格を失っていると考えられますが、知事としての判断をお伺いします。

(回答 2)

まず、県が移譲の絶対条件としたのは、三島病院が担ってきた「四国中央市における」4日に1回の二次救急輪番日を引き継ぐことであり、三島病院（三島地区）で二次救急を行うことではありません。そのため、優先交渉権者としての資格を失っているとの指摘は当たりません。

しかし、「宇摩圏域医療再生協議会」から、三島地区での二次救急医療の実施について「附帯意見書」が提出されたことから、関係者と協議を行い、三島地区での二次救急の継続について、努力を続けているところです。

(質問3)

民間移譲計画では、医師確保の責任と見通しは移譲先である四国中央病院にあると考えておられるのか。誰が医師等の医療スタッフを確保されるのかお伺いします。すでに、県の責任において医師等を確保されるとするなら、ここでも四国中央病院は優先交渉権者としての資格を失っていると考えられますか、知事としての判断をお伺いします。

(回答3)

県では、現在、優先交渉権者である公立学校共済組合の提案に沿い、公立学校共済組合と共同して、医師等の医療スタッフの確保努力を続けております。

移譲後は、公立学校共済組合が主体となって運営を行うものですが、現在の医師不足は、一病院のみの努力では解決できるものではありません。また、移譲後におきましても、地域医療確保については、県の責任が残ります。このため、県は、医療スタッフの確保について、今後もできる限り支援を行う所存です。

(質問4)

四国中央病院は、優先交渉権者としての資格を失っているとするなら、民間移譲計画と地域医療再生計画を切り離し、ただちに県立三島病院の廃止・民間移譲計画を撤回すること。県立病院として中核病院の形成を図り、二次救急機能（24時間救急医療）を実施するための医師・看護師はじめ医療スタッフを増員して確保することが最善の策と考えますが、知事としての判断をお伺いします。

(回答4)

公立学校共済組合は、優先交渉権者の資格を失っておらず、予定どおり三島病院の移譲を進める考えです。

(質問5)

先に、本年8月11日県庁での公営企業管理局県立病院課との懇談では、「住民説明会を開催し、県としての説明責任を果たしたい」とのお言葉を頂きました。市民の間では、県立三島病院に対する県知事の対応が最大の関心事となっています。具体的な県立三島病院の民間移譲を軸とする地域医療再

生計画に対する『住民説明会』の実施計画をお伺いします。

(回答5)

宇摩圏域の地域医療再生計画については、市の広報委員長、社会福祉協議会長、民生児童委員協議会長、PTA連合会副会長など、住民代表の方々に参画いただいた「宇摩圏域医療再生協議会」での検討を重視し、その結果を最大限に重視する形で策定したところであり、説明責任は果たしていると考えております。

また、一方で「宇摩圏域医療再生協議会」からは、三島医療センターでの二次救急医療の実施等を盛り込んだ附帯意見書の提出がなされ、これについても誠実に対応しているところです。

優先交渉権者と基本協定書が締結されれば、「宇摩圏域医療再生協議会」の場を借りる等、なんらかの形で説明会を開催したいと考えております。

また、本地域医療再生計画では、「救急医療体制再編に関する住民懇話会」の開催を盛り込んでいるところであり、今後、主要医療機関等での検討状況を踏まえ、「住民懇話会」についても、適切な時期に開催されるよう、四国中央市と十分協議したいと考えております。

宇摩圏域の地域医療確保に関する基本協定書

愛媛県知事加戸守行（以下「甲」という。）及び愛媛県公営企業管理者三好大三郎（以下「乙」という。）並びに公立学校共済組合理事長矢野重典（以下「丙」という。）は、宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱に基づき、愛媛県立三島病院（以下「三島病院」という。）の移譲によって宇摩圏域の地域医療の確保を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙並びに丙が相互に協力して、宇摩圏域における安心かつ持続可能な地域医療を確保するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（移譲後の三島病院の運営の意義）

第2条 甲及び乙並びに丙は、平成22年4月1日以後の丙が運営を行う「三島医療センター（仮称）」（以下「三島医療センター」という。）の意義は、市民等に医療サービスを提供し、地域医療の一層の増進を図っていくことにあることを確認する。

（資産の譲渡）

第3条 乙は、三島病院の資産を次のとおり丙に譲渡するものとする。

- (1) 別紙に示す三島病院の土地及び建物は、有償譲渡とする。
- (2) 三島病院の医療機器、備品等は、無償譲渡とする。
- 2 前項に掲げる三島病院の土地、建物、医療機器、備品等について、乙は、平成22年4月1日午前0時をもって丙に譲渡するものとする。
- 3 前2項に規定する資産の譲渡については、愛媛県公営企業の関連条例の改正及び関連予算案について、愛媛県議会（以下「議会」という。）の議決が必要であることに鑑み、議会の議決を得た後に別途締結する県有財産無償譲渡契約等で定めるものとする。

（三島医療センター運営等の基本的事項）

- 第4条** 丙は、前条第3項に規定する県有財産無償譲渡契約等に基づき、乙から譲渡された資産を使用し、三島医療センターを運営するものとする。
- 2 乙は、丙と協力しつつ、本協定締結後平成22年3月31日までの間に、三島医療センターの新規開院に必要な準備を行うものとする。
 - 3 丙は、宇摩圏域の地域医療確保に関し、今後、甲及び乙並びに丙が合意した事項に基づいて三島医療センターを運営するものとする。
 - 4 丙は、三島病院で診療中の患者のうち、引き続き三島医療センターで診療を希望する者については、平成22年4月1日午前0時をもって乙から引き継ぎ診療を行うものとする。
 - 5 丙は、平成22年4月1日から平成34年3月31日までは、乙との協議を経ず三島医療センターを廃止し、又は他の医療機関等に運営を委託しないものとする。
 - 6 丙は、宇摩圏域の地域医療の確保に関する提案公募要綱により平成21年9月1日付けで応募した事業計画に基づき、将来、三島地区に中核病院の再建築を目指すものとする。

（三島医療センター運営等に関する支援）

- 第5条** 甲及び乙は、本協定に基づき、今後、甲及び乙並びに丙が三島医療センターの運営及び施設整備等に関して合意した事項について、予算の範囲内で丙を支援するものとする。
- 2 甲及び乙は、地域医療の安定的継続のため、三島医療センターの経営上必要がある場合には、丙からの申し出により必要な財政支援について協議するものとする。
 - 3 甲及び乙は、地域医療の安定的提供のため、丙の医師確保について最大限協力するものとする。

(職員の受入れ)

第6条 丙は、三島病院の移譲に当たり、同院を退職して三島医療センターに再就職を希望する職員の受入れについて配慮するものとする。

第7条 丙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(協定の変更又は解除)

第8条 三島医療センターに係る運営業務の前提条件が変更されたとき、又は甲及び乙並びに丙いずれかに特別な事情が生じたときは、協議の上、本協定を変更又は解除することができるものとする。

- 2 甲及び乙は、第3条第3項に定める議会の議決が得られない場合は、本協定を解除するものとする。
- 3 丙は、公立学校共済組合運営審議会の承認が得られない場合は、本協定を解除するものとする。
- 4 丙は、文部科学大臣の不動産取得申請の承認が得られない場合は、甲及び乙と協議の上本協定を変更するものとする。

(信義誠実の原則)

第9条 甲及び乙並びに丙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行するものとする。

(疑義の解決方法等)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じたときは、甲及び乙並びに丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲及び乙並びに丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 愛媛県知事 加戸守行

乙 愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

丙 公立学校共済組合理事長 矢野重典

別紙(第3条第1項関係)

【土地】

所在	地目	面積	適用
四国中央市中之庄町 字浜之前 1684 番 2	宅地	20,000.10 m ²	病院敷地

【建物】

所在	種類	構造	床面積
四国中央市中之庄町 字浜之前 1684 番地 2	病院	鉄筋コンクリート造陸屋 根地下1階付5階建	11,255.9 m ²
	プロパン庫	鉄筋コンクリート造陸屋 根平家建	20.84 m ²
	共同住宅 (医師公舎)	鉄筋コンクリート造陸屋 根4階建	1,571.43 m ²
	物置	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家 建	46.89 m ²
	物置	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家 建	20.09 m ²
	居宅 (院長公舎)	鉄筋コンクリート造かわ らぶき2階建	111.96 m ²
	共同住宅 (看護師宿舎)	鉄筋コンクリート造陸屋 根3階建	514.81 m ²